

年 月 日

## 郵便局を利用される場合

銚子市から初めて市民税・県民税特別徴収義務者に指定された事業所で、郵便局を通じて払込みを希望される場合は、右の指定通知書に日付、郵便局名を記入し当該郵便局に納付の際、提出してください。

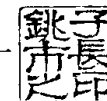
郵便局が指定されませんと払込みの扱いを拒否されますのでご注意ください。

なお郵便局は最寄りの郵便局で結構です。

## 指 定 通 知 書

郵便局長 様

千葉県銚子市長 越川 信一



貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税(特別徴収税)取扱局に指定いたしますので通知いたします。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1 認 可 番 号 | 貯 業 二 第 4 4 8 号 |
| 2 口 座 番 号 | 00140-7-960214番 |
| 3 加入者の名称  | 銚子市会計管理者        |
| 4 取りまとめ局  | 東京貯金事務センター      |